

第百六十二号議案

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和三年九月二十八日

提 出 者 東京都知事 小 池 百 合 子

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

東京都職員の特殊勤務手当に関する条例（平成九年東京都条例第十二号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「第六条第一項第一号に規定する場合のうち」を削り、「については」の下に「、第六条第一項第一号中「又は」とあるのは「予防接種を行う業務に従事したとき、又は」とを加え、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「同号」を「同条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の東京都職員の特殊勤務手当に関する条例附則第三項の規定は、令和三年六月十二日から適用する。

（提案理由）

新型コロナウイルス感染症に係る業務に従事した場合における特殊勤務手当の支給範囲の特例を定める必要がある。